



奨励資金貸与規則第一条の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

## 告示

### 島根県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年七月十二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
いちご診療所	出雲市塩治町二〇七三	平成十三年六月十五日
医療法人おがわ耳鼻咽喉科	安来市飯島町五三一一一	平成十三年四月一日
みかわ調剤薬局	浜田市内村町七七一一一	平成十四年七月一日

### 島根県告示第六百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う美川西地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成十四年七月十二日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称 換地計画書	二 縦覧の期間 平成十四年七月十二日から二十一日間	三 縦覧の場所 浜田市役所
------------------------	------------------------------	------------------

医療機関の名称	所 在 地	廢 止 年 月 日
おがわ耳鼻咽喉科	安来市飯島町五三一一一	平成十三年三月三十一日

### 島根県告示第六百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり

指定医療機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年七月十二日

島根県知事 澄田信義

### 島根県告示第六百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う美川西地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十四年七月十二日

平成十四年七月三日	国土調査として指定した年月日	島根県告示第六百五十四号 調査を行う者
金城町	調査地域	島根県知事 澄田信義
金城町大字上來原(上) 年三月二十日まで	調査期間	島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百五十三号  
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、平成十年島根県告示第五百七十七号による保険に付すべき義務は、平成十四年七月九日限り消滅したので、同条第二項及び同法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定により告示する。

平成十四年七月十二日

平田市加入区

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百五十四号  
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十四年七月十二日

島根県告示第六百五十五号	
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。	島根県知事 澄田信義
平成十四年七月十二日	島根県知事 澄田信義
平成十四年七月十二日	島根県知事 澄田信義

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 二 縦覧の期間  
平成十四年七月十二日から二十一日間
- 三 縦覧の場所  
浜田市役所
- 島根県告示第六百五十五号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。
- 平成十四年七月十二日
- 一 施行者の名称  
出雲市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
平成十年島根県告示第百八十一号の出雲都市計画道路事業三・四・二十七号中央病院有楽町線、三・四・三十号二京町三京町線、七・七・二号高瀬川南沿線及び七・七・五号三京町海上東線を出雲都市計画道路事業三・四・二十七号国道九号有楽町線及び三・四・三十号二京町三京町線に変更する。
- 三 事業施行期間  
平成十年二月二十七日から平成十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
- (一) 収用の部分  
平成十年島根県告示第百八十一号の事業地のうち今市町字漆垣及び字新町地内において事業地を変更する。
- (二) 使用の部分  
なし
- 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十一条の二の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成十四年度高压ガス製造保安責任者試験及び高压ガス販売主任者試験を次とおり実施するので、高压ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一

## 雑報

平成14年7月12日

年通商産業省令第五十四号) 第十一条の規定により公示する。

平成十四年七月十二日

高压ガス保安協会会長 大角恒生

八 受験願書の請求先及び問い合わせ先  
 〒六九〇一〇八八六 松江市母衣町五十五番地四 商工会館内 社團法人 島根県エルピーガス協会 (電話 ○八五二一二一九七一六)

一 試験の種類

- 1 乙種化学責任者試験
- 2 乙種機械責任者試験
- 3 丙種化学責任者試験 (液化石油ガス)
- 4 丙種化学責任者試験 (特別)
- 5 第一種冷凍機械責任者試験
- 6 第二種冷凍機械責任者試験
- 7 第一種販売主任者試験
- 8 第二種販売主任者試験

二 試験日時

平成十四年十一月十日 (日) 午前九時三十分から

三 試験場所

松江市及び江津市

四 受験願書の提出先

松江市母衣町五十五番地四 商工会館内 社團法人 島根県エルピーガス協会

五 受験願書の受付期間

平成十四年八月二十六日 (月) から九月六日 (金) まで

郵送の場合は、平成十四年九月六日 (金) までの消印のあるもの (料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、受付期間内に到着したもの) に限り受け付ける。

六 受験手数料

- 1 乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験 一万円
- 2 丙種化学責任者試験及び第三種冷凍機械責任者試験 九千四百円
- 3 第一種販売主任者試験 八千五百円
- 4 第二種販売主任者試験 六千七百円

七 受験願書の配布

受験願書については、七月十五日から希望者に配布する。

五 受験手数料

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十一年法律第百四十九号) 第三十八条の六第一項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成十四年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成九年通商産業省令第十一号) 第一〇四条第三項の規定により公示する。

平成十四年七月十二日

高压ガス保安協会会長 大角恒生

一 試験日時

1 筆記試験

平成十四年十一月十日 (日) 午前九時三十分から

2 技能試験

筆記試験の合格者に対し、技能試験受験票の発送により通知する。

二 試験場所

1 筆記試験

2 技能試験

松江市及び江津市

3 受験願書の提出先

松江市母衣町五十五番地四 商工会館内 社團法人 島根県エルピーガス協会

4 受験願書の受付期間

平成十四年八月二十六日 (月) から九月六日 (金) まで

郵送の場合は、平成十四年九月六日 (金) までの消印のあるもの (料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、受付期間内に到着したもの) に限り受け付ける。

二万三千円  
受験願書の配布

受験願書については、七月十五日から希望者に配布する。

平成九〇一〇八八六 松江市母衣町五十五番地四 商工会館内  
ルピーガス協会（電話 ○八五二一一一九七一六）  
社団法人 島根県工

正 誤

ページ 箇所

八 島根県告示第百六十九号の表中

一三〇・六〇	川本土木建築事務所
--------	-----------

誤

正

一三七・〇〇	川本土木建築事務所
--------	-----------

平成十三年四月十日付け島根県報第一、二五五号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 箇所 誤 正

島根県告示第三百七  
号の表中

三四八・〇〇

三八四・〇〇

ページ 箇所 誤 正

島根県告示第九百七  
号の表中

一〇・〇〇～

七一・〇〇

平成十三年十二月十四日付け島根県報第一、三三六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

平成十四年三月八日付け島根県報第一、三四九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 箇所 誤 正

島根県告示第二百四  
十八号の表中

簸川郡佐田町大字朝原ヒ  
ノ元一八一二番一地先から  
ら同大字四四三番六地先ま  
で

簸川郡佐田町大字朝原ヒ  
ノ元四三七番三地先から  
同大字四四三番四地先ま  
で

平成十四年三月二十二日付け島根県報第一、三五三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

平成十四年七月十二日印刷

発行者

島

根

県

印發行所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所  
所定価一箇月  
金一千四百二十円  
(送料共)

ページ

箇所

誤

正

二三

島根県告示第三百八  
号の表中  
号の表中浜田市宇野町一一一三番  
一から同町一一一四番二  
まで浜田市宇野町一一一三番  
一地先から同町一一一二  
番四まで

二二

島根県告示第三百九  
号の表中  
号の表中浜田市宇野町一一一三番  
一から同町一一一四番二  
まで浜田市宇野町一一一三番  
一地先から同町一一一二  
番四まで